市民情報提供資料
企画財政部企画政策課

緊急事態宣言下における航空機の運用について

このことについて、横田基地周辺市町基地対策連絡会は、下記のとおり口頭で申し入れましたので、お知らせします。

記

○　口頭要請内容

１　要請日

令和３年１月１５日（金）

２　要請先

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官

北関東防衛局長

横田防衛事務所長

３　要請内容

昨年７月１日に当連絡会から、「新型コロナウイルス感染症が終息していないことを念頭に、訓練や飛行運用における時間帯を考慮し、頻繁な低空飛行、旋回飛行及びＣＶ－２２による長時間のホバリングを控える等、周辺住民の心情に十分配慮すること。」を要請しました。しかし、感染症は終息の見通しが立っておらず、国民が一丸となって長期的な対応に取り組んでいます。

このような中、令和３年１月７日に、首都圏（１都３県）を対象とした、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されました。

基地周辺住民においては、不要不急の外出・移動の自粛などとあわせて、引き続き、学校・職場・自宅等での窓を開けての換気対策を実施しているため、航空機騒音等の影響が大きくなっており、以前にも増して住民からの苦情が寄せられております。

貴職におかれましては、このような状況を御理解いただきたく、改めて、次のとおり要請します。※

○　訓練や飛行運用の回数及び時間帯を考慮するとともに、基地周辺市街地上空での低空飛行及び旋回飛行を行わないこと。

○　ＣＶ－２２による長時間のホバリングを控える等、周辺住民の生活に十分配慮すること。

※　国に対しては、「貴職におかれましては、このような状況を御理解いただきたく、改めて、次のとおり米軍に申し入れを行うよう要請します。」と要請